

第五次流山市障害者計画及び第４期流山市障害福祉計画の策定について（案）

１ 計画の位置づけ

「障害者計画」は、障害者基本法第１１条に基づく市町村障害者計画であり、流山市の障害者施策全般に関する基本的な指針を定めるものです。

また、「障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第８８条に基づく計画で、流山市のこれからの障害福祉サービスの提供量について予測し、具体的数値目標等を定めるものです。

現計画である第四次流山市障害者計画と第３期流山市障害福祉計画の両計画が、平成２６年度末に計画期間の終了を迎えることから、第五次流山市障害者計画及び第４期流山市障害福祉計画の策定にあたり、流山市附属機関の流山市福祉施策審議会の意見を求めるため諮問するものです。

２ 計画の期間

第五次流山市障害者計画は、平成２７年度から平成３２年度までの６年間となります。

第４期流山市障害福祉計画は、平成２７年度から平成２９年度までの３年間となります。

３ 策定の理念

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とし、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会を目指すものです。

４ 策定の方針

第四次流山市障害者計画及び第３期流山市障害福祉計画を踏襲しつつも、障害者自立支援法の改正法である「障害者総合支援法」で追加、見直された施策を盛り込むと共に、市が今後新たに取り組むべき施策についての方針を示すものです。

5 計画の作成体制

計画の策定に当たっては、障害者団体等の意見をいただきながら、障害者団体や障害者に関わる機関の者で構成する「流山市障害者福祉推進会議」、「流山市地域自立支援協議会」及び市関係部課長で構成する「諸計画策定委員会」で計画素案の調整を行うものとします。

計画素案作成後、パブリックコメントを実施し、「広報ながれやま」、市ホームページに掲載し、広く市民の意見を聴取します。

また、市の附属機関である流山市福祉施策審議会に諮問し、同審議会の答申を踏まえ、計画を策定するものです。